



群馬労働局の取組 トピックス(令和7年11月12日配信)

- ① 正社員とパート・有期雇用労働者の間の不合理な待遇差は禁止されています！
- ② 「群馬働き方改革推進支援センター」が、事業主のお悩み解決を支援します！

発信者 雇用環境・均等室



パートタイム・有期雇用労働法キャラクター
「パゆう」ちゃん ぐんまver.

- 群馬労働局の取組をトピックスで紹介します。お役立ち情報を載せていますので、ぜひ貴法人・機関、会員の皆様にもご活用いただけるようお願いいたします。この情報は群馬労働局HP（新着情報）にも掲載しています。
- ご不明な点は、雇用環境・均等室までお問い合わせください。（027-896-4739）

① 正社員とパート・有期雇用労働者の間の不合理な待遇差は禁止されています！



正社員と同じ仕事をしているのに…なぜ、正社員と同じ手当がもらえないの？

…その待遇の違い、説明できますか？

パートタイム・有期雇用労働法において、事業主は正社員とパート・有期雇用労働者の間の不合理な待遇差は禁止されています。また、パート・有期雇用労働者から求められた際は、その待遇の内容や理由を説明しなければなりません。



1. 説明の求めがあった場合、待遇ごとの性質・目的に照らして、①職務の内容、②職務の内容及び配置の変更範囲、③その他の事情（※）から、待遇差の具体的な理由を説明することが必要です。

「パートだから」「契約社員だから」という説明だけでは認められません。

※ その他の事情として、職務の成果、能力、経験、合理的な労使慣行、事業主と労働組合との交渉経緯等が考えられます。

2. 比較対象となる正社員の待遇の、具体的な内容又は基準も説明しなければなりません。

3. 説明の求めの有無にかかわらず、パート・有期雇用労働者の雇入れ時（契約更新時を含む）には、以下の事項を説明しなければなりません。

- ① 正社員との間で不合理な待遇差を設けていないこと
- ② 職務内容、成果等のうち、どの要素を勘案した賃金制度となっているか
- ③ どのような教育訓練が実施されるか
- ④ どのような福利厚生施設（給食施設、休憩室、更衣室）を利用できるか
- ⑤ どのような正社員転換推進措置を講じているか

※不合理な待遇差について、何も対策をしない場合、裁判で違法と判断される可能性があります。



「待遇」差について、何をどう見直せばいいの？

同一労働同一賃金

検索

「待遇」とは、基本給、賞与、通勤手当、制皆勤手当などの賃金に限らず、慶弔休暇、教育訓練などあらゆる待遇を含みます。

…群馬働き方改革推進支援センターが、皆様の待遇差の再点検や待遇差の具体的な説明の準備などを支援します！（次のページへ→）



② 「群馬働き方改革推進支援センター」が、事業主のお悩み解決を支援します！

群馬働き方改革推進支援センターでは、例えばこんなご相談を受けています



事業主

基本給以外にさまざまな手当を支給しているが、明確な基準はない。
支給基準を明確にすれば働く意欲がもっと向上すると思うが、何をすればいいかわからない…

各種手当を全て正社員と非正規雇用労働者で同一にする必要はありません。各手当の性質・目的を確認していくことで、その支給基準を明確にし、規定に定め、「見える化」しましょう。



社会保険労務士

働き方改革に関する様々な課題に対応するワンストップ相談窓口として、
社労士等の専門家が皆様からの労務管理上の様々な相談に応じます！

ご利用方法（無料で支援いたします）



来所・電話相談

来所・電話によりご相談を承ります。
(受付時間：原則 平日9:00～17:00)



メール相談

メールでの相談も承ります。



企業へのコンサルティング

専門家が、会社への訪問もしくはオンラインによるコンサルティングを実施しています。



セミナー開催

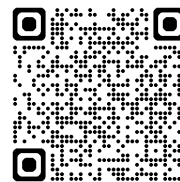
企業向けのセミナーを随時開催しています。



助成金の活用相談

働き方改革推進支援助成金やキャリアアップ助成金※など、働き方改革に関連する助成金の相談を承ります。

群馬働き方改革推進支援センター
特設サイトはこちら！



相談をご希望の方は
下記電話番号またはメールアドレスにご連絡ください。

0120-486-450

gunma@workstylereform.net

二次元コードで
申し込みの方

右記の二次元コードを
スマホで読み取り
フォームを入力してください。



〒371-0846 群馬県前橋市元総社町528-9
群馬県社会保険労務士会 内
※専用駐車場有

<群馬労働局の取組 トピックスコーナー>

https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/topics.html



トピックスのバックナンバーは
HPを見てね！



厚生労働省

群馬労働局

雇用環境・均等室